

令和5年度 近畿ブロック移動支援セミナー

【基調講演】

総合事業等を活用した移動支援の 概要と取組事例の紹介

政策研究事業本部 共生・社会政策部
主任研究員 鈴木俊之

自己紹介

鈴木 俊之 博士(工学)、社会福祉士

◆ 業務実績

(介護保険制度等に基づく移動支援・送迎)

◎「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」
(令和2年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)(厚生労働省,2020)

◎「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業」
(令和元年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)(厚生労働省,2019)

(地域公共交通の調査・計画策定支援)

- ◎ 焼津市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託(焼津市,2017)
- ◎ 焼津市地域公共交通再編事業支援業務(焼津市,2011~2014)
- ◎ 土岐市地域公共交通活性化・再生総合事業に関する調査(土岐市,2009~2012)
- ◎ 明知鉄道沿線地域公共交通活性化総合連携計画策定調査(明知鉄道沿線地域公共交通活性化協議会,2008)
- ◎ 中部圏における地域バスサービス活性化方策総合調査(中部運輸局,2007~2008)
- ◎ 御殿場・足柄地域における御殿場線の利用促進策検討調査(中部運輸局,2006)
- ◎ 越前市市民バス実証運行調査支援業務(越前市,2006)
- ◎ 市町村における最適交通システムのあり方調査検討(中部運輸局,2005)
- ◎ 岐阜県総合交通体系調査研究(岐阜県,2004) など

(外部委員・講師など)

- ◎「住民主体の移動支援が高齢者の介護予防にもたらす効果に関する調査研究」委員・ワーキングチーム(2021~2022年度)
- ◎「住民参加による移動サービスの創出・発展と高齢者に及ぼす効果に関する調査研究」ワーキングチーム(2020年度)
- ◎「高齢者の移動手段の確保に向けた市町村セミナー(主催:宮城県・東北厚生局、2021年)」 など

I. なぜ、介護保険で移動支援を行うのか？

■ こんなこと、ありませんか？ ～自立支援と移動手段の確保の必要性～

身体・認知機能の低下により、自家用車が運転できなくなる、
家族から運転しないように言われる。(夫が運転できなくなり、妻も外出が困難に。)



趣味のための外出だけでなく、買い物や通院なども困難に。行動が制限される。
家に閉じこもりがちになり、身体・認知機能がさらに低下。



要支援・要介護認定を申請し、
「送迎により」デイサービスへ通うように。

ここで何か
できませんか？



- ・要支援・要介護認定の前に、「閉じこもりがち」になることを防げなかったのか？
- ・送迎の整ったデイサービス以外に、お出かけの選択肢はないのか？
- ・通いの場や通所型サービスは、「場」があるだけで利用できるのか？

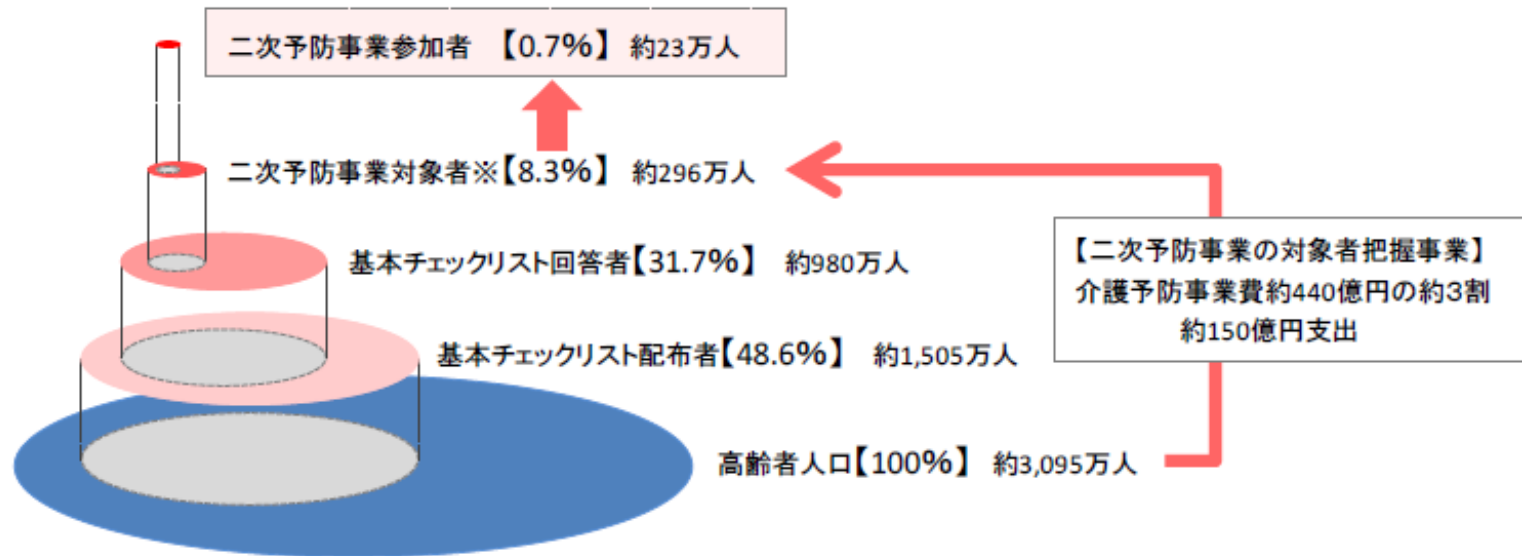
■ 予防重視型システムへの転換(H18)と、介護予防事業が抱えていた問題点

【予防重視型システムへの転換(H18)】

- ・予防給付の創設
- ・介護予防事業や包括的支援事業などの「地域支援事業」の実施

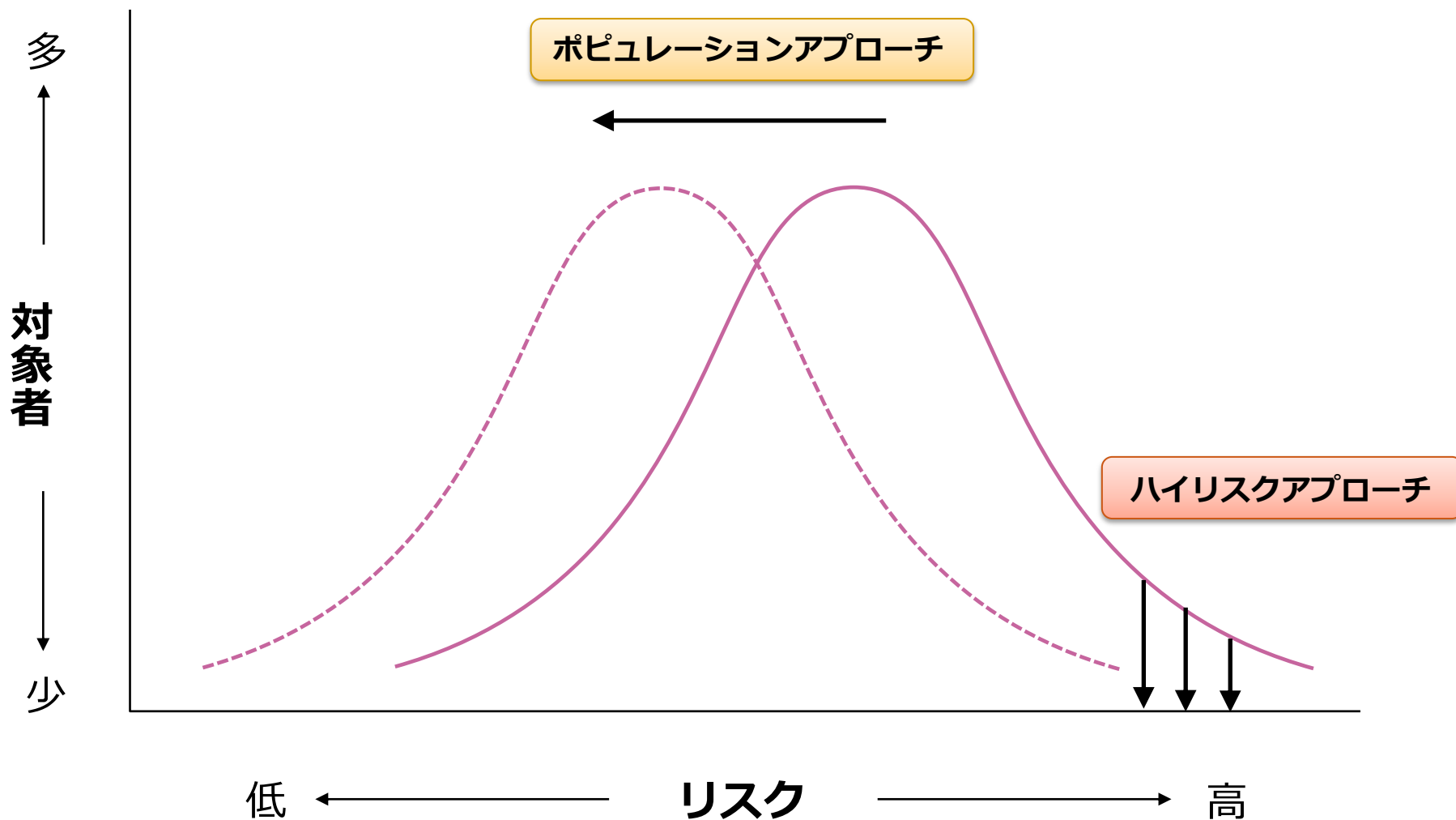
【介護予防事業の問題点】

- ・費用対効果の低さ
- ・二次予防事業対象者の把握が不十分
- ・事業参加率の低さ など



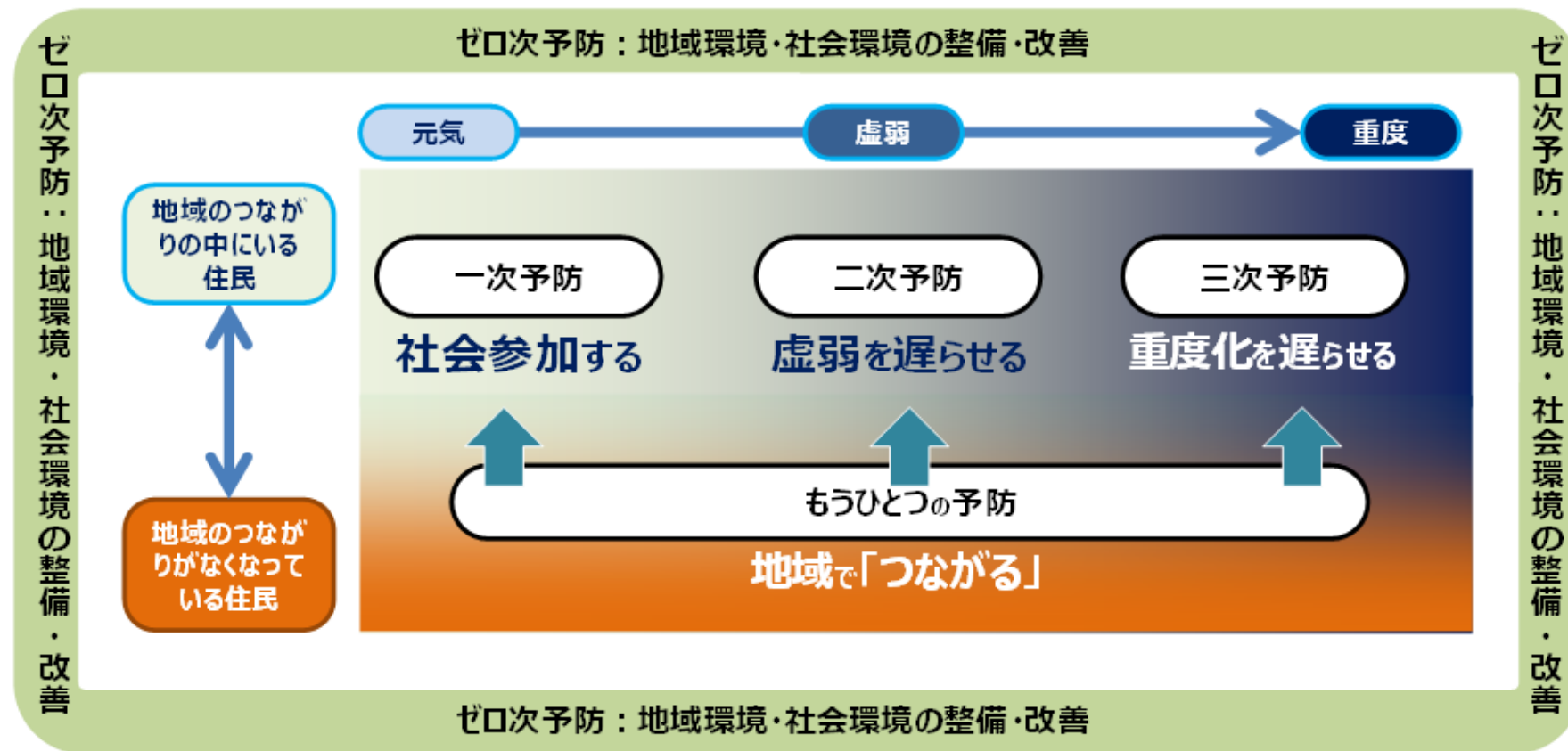
出典:「平成24 年度介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査」に基づき、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

■「ハイリスクアプローチ」と「ポピュレーションアプローチ」



■ 予防における「ゼロ次予防」や地域の「つながり」の重要性

地域共生社会の実現・地域包括ケアシステムの構築

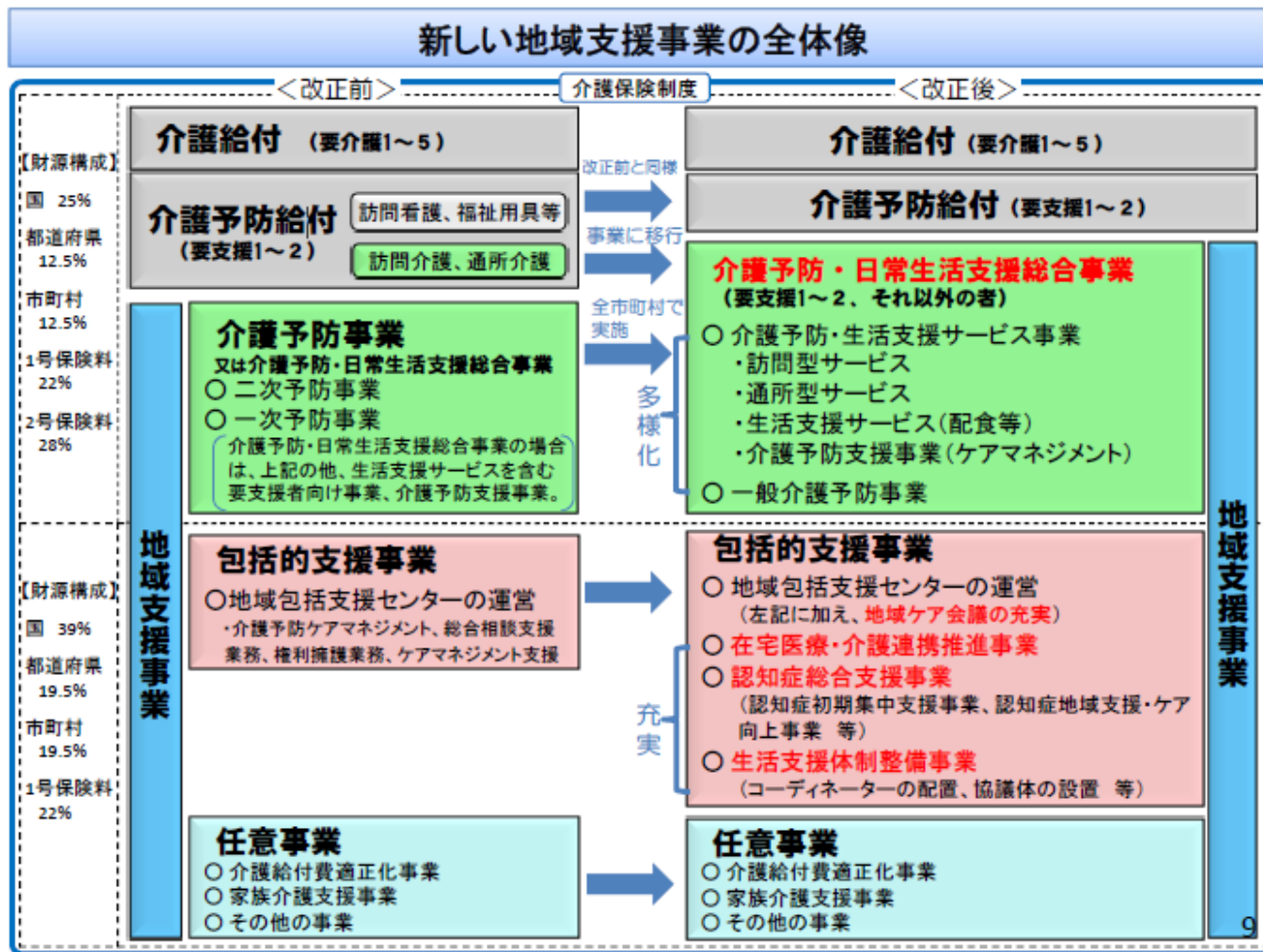


出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティング<地域包括ケア研究会>「2040年に向けた挑戦」

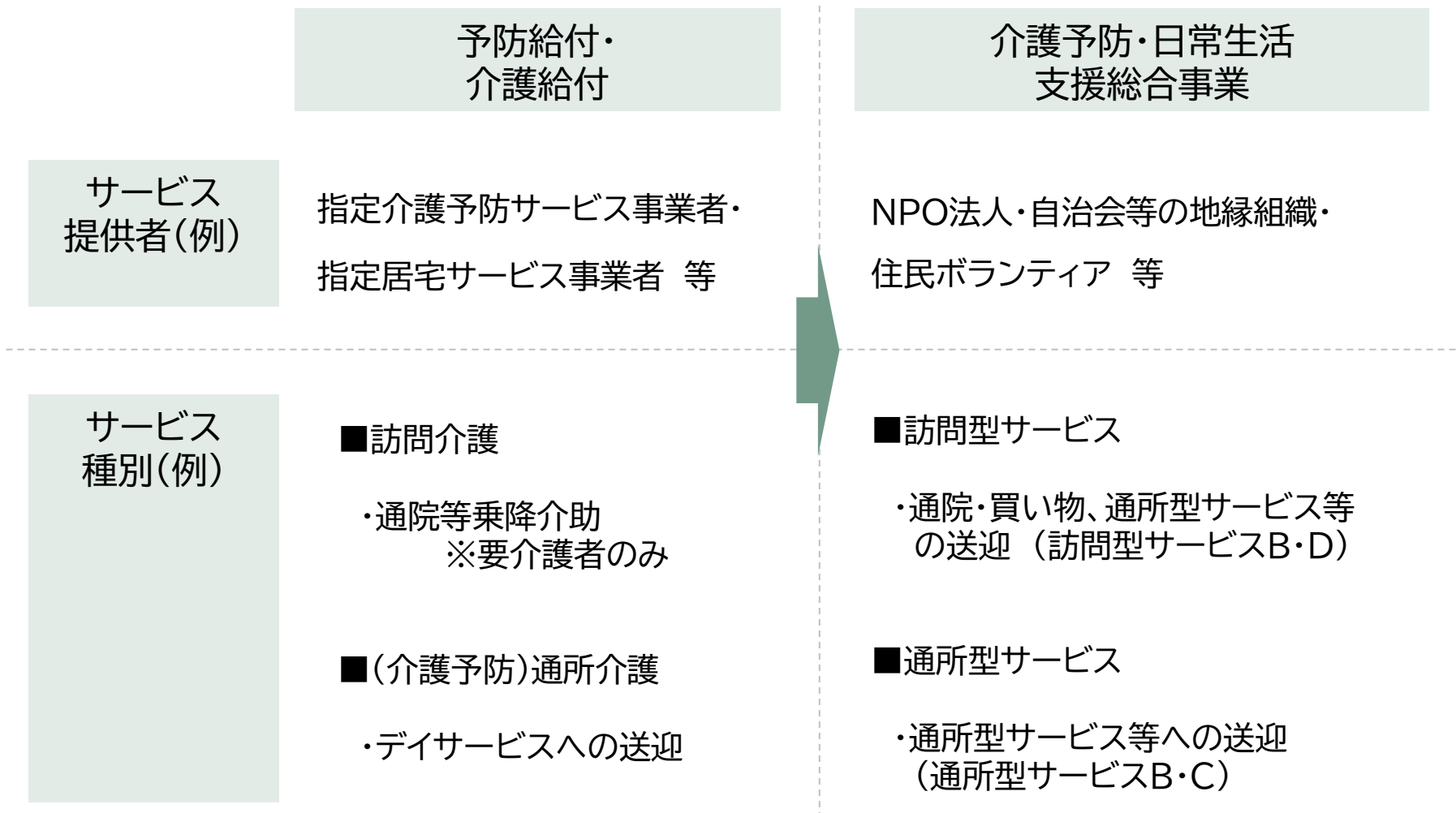
地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業 平成28年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2017

■ 新しい地域支援事業の全体像(H27より)

- 在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実
- 予防給付(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)を地域支援事業に移行し、多様化



■ 総合事業により、多様な主体が行う移動支援・送迎の取組支援が可能に



(参考) 訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について (平成12年3月17日老計第10号)

1 身体介護 1-0 サービス準備・記録 1-0-1 健康チェック 1-0-2 環境整備 1-0-3 相談援助、情報収集・提供 1-0-4 サービス提供後の記録等 1-1 排泄・食事介助 1-1-1 排泄介助 1-1-1-1 トイレ利用 1-1-1-2 ポータブルトイレ利用 1-1-1-3 おむつ交換 1-1-2 食事介助 1-1-3 特段の専門的配慮をもって行う調理 1-2 清拭・入浴、身体整容 1-2-1 清拭(全身清拭) 1-2-2 部分浴 1-2-2-1 手浴及び足浴 1-2-2-2 洗髪 1-2-3 全身浴 1-2-4 洗面等 1-2-5 身体整容 1-2-6 更衣介助 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助 1-3-1 体位変換 1-3-2 移乗・移動介助 1-3-2-1 移乗 1-3-2-2 移動 1-3-3 通院・外出介助	1-4 起床及び就寝介助 1-4-1 起床・就寝介助 1-4-1-1 起床介助 1-4-1-2 就寝介助 1-5 服薬介助 1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助 2 生活援助 2-0 サービス準備等 2-0-1 健康チェック 2-0-2 環境整備 2-0-3 相談援助、情報収集・提供 2-0-4 サービス提供後の記録等 2-1 掃除 2-2 洗濯 2-3 ベッドメイク 2-4 衣類の整理・被服の補修 2-5 一般的な調理、配下膳 2-6 買い物・薬の受け取り 生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。) ※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。 ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為 ② 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為
--	--

■ 総合事業の基本コンセプト

人材の確保

- 多様な主体の参画による担い手の確保
- 適切なタスクシフトの推進

ケアと本人の生活

- 地域資源を活用した多様なニーズへの対応
- 日常生活の中で継続的に活動性を高める介護予防の実現
- 介護予防・生活支援・社会参加の連動

適正な費用管理

- 費用対効果を念頭に置いた補助金額等の設定
- 総合事業の上限管理

→ 市町村の地域マネジメント力が重要に

(参考)区分支給限度基準額（介護保険から給付される一か月あたりの上限額）

要介護状態区分	区分支給限度額	サービス利用にかかる費用（10割額）
要支援1	5,032単位	50,320円から57,364円
要支援2	10,531単位	105,310円から120,053円
要介護1	16,765単位	167,650円から191,121円
要介護2	19,705単位	197,050円から224,637円
要介護3	27,048単位	270,480円から308,347円
要介護4	30,938単位	309,380円から352,693円
要介護5	36,217単位	362,170円から412,873円

※ 実際の支給限度額は金額ではなく「単位」で決められており、サービスの種類によって1単位あたりの単価が異なります。

※ 上の表の区分支給限度額は利用できる金額の目安として、1単位あたり10円で計算しています。

出典：目黒区ホームページ

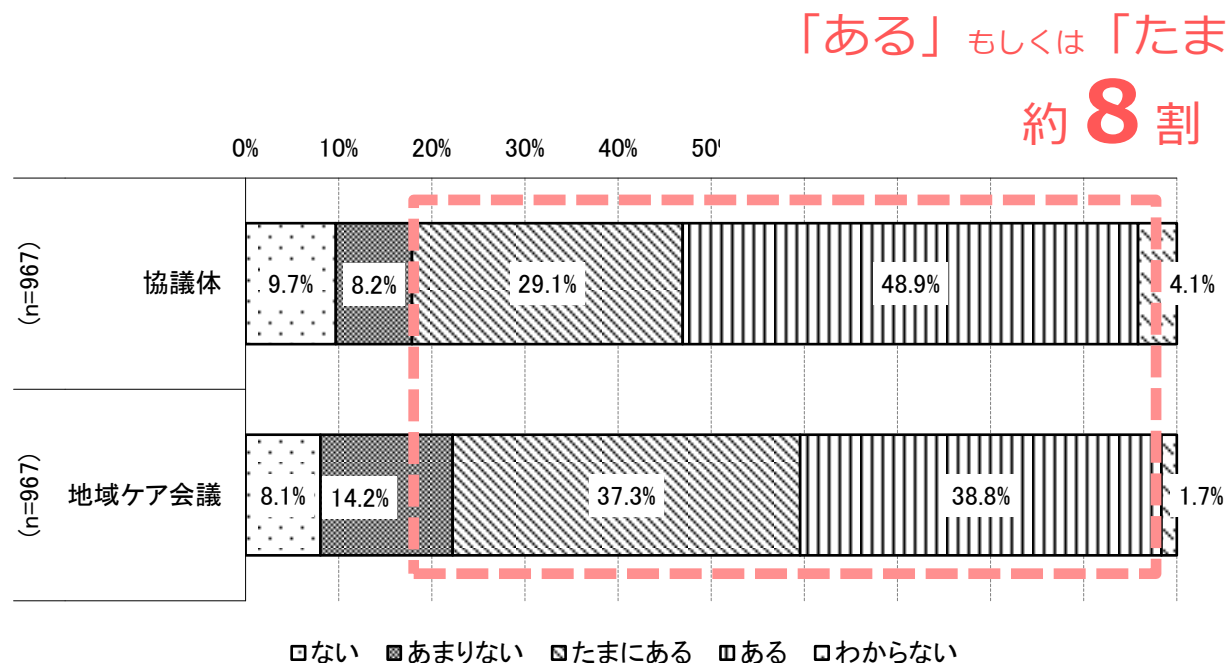
(<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kaigohoken/kenkoufukushi/koureisha/kubunsikyugendogaku.html>)を参考に、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

Ⅱ. 総合事業を活用した移動支援の実施状況

■ 全国の協議体・地域ケア会議で「高齢者の移動手段の確保」が問題に

- 以下の図表は、全国の市町村の協議体(生活支援体制整備事業)、および地域ケア会議での議論における「高齢者の移動手段の確保」に関する、問題提起の状況を調査した結果です。
- これによれば、「協議体」・「地域ケア会議」で、「高齢者の移動手段の確保」の問題が提起されたことが「ある」もしくは「たまにある」と回答した市町村は全体の約8割でした。

＜協議体・地域ケア会議の議論の中で、「高齢者の移動手段の確保」に関する問題が提起されるか(令和3年度:12月末)＞



出典: 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構

「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」, 令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

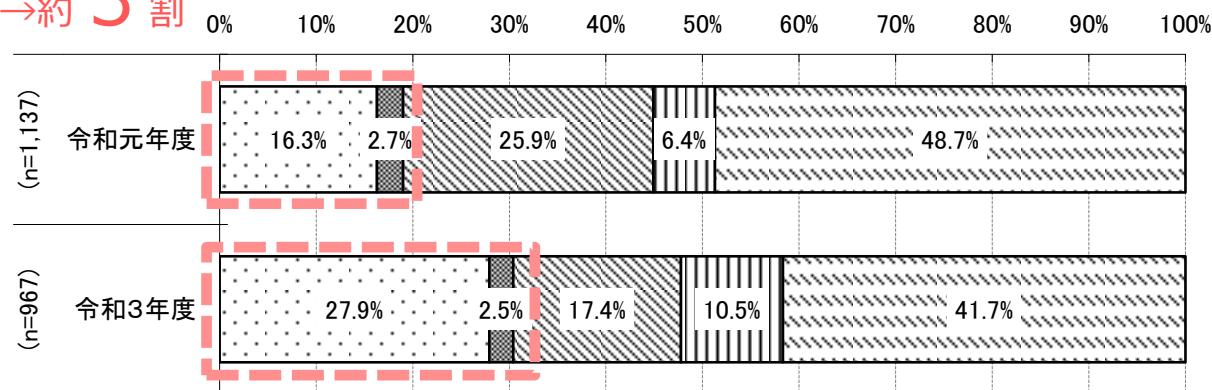
■ 総合事業を活用した移動支援は、約3割の市区町村が実施

- 以下の図表は、全国の市区町村の「総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の有無」を調査した結果です。これによれば、回答のあった市区町村のうち約3割が、「既にサービスがある」もしくは「実施することが概ね決まっている」と回答しています(令和元年より約1割増)。
- 一方で、「現時点では検討はしていないが、過去に検討をして実施を断念したことがある」との回答は、令和元年度～令和3年度の間で、4.1%ポイント増加しています。

<総合事業による補助等を行う移動支援の有無(令和元年度:11月末、令和3年度:12月末)>

「既にある」もしくは
「今後実施することが概ね決まっている」が

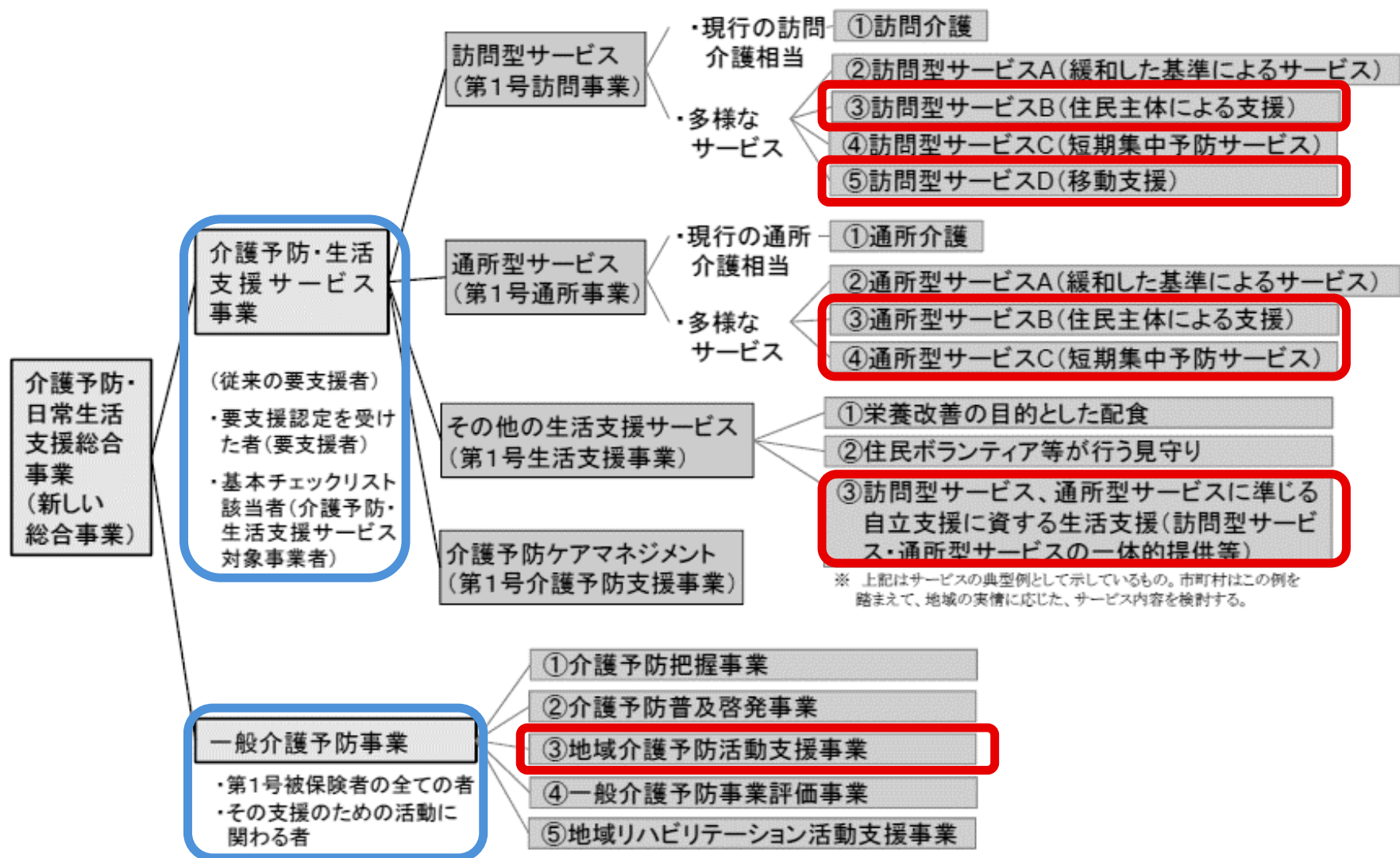
約 2 割→約 3 割



- 既にある
- 現時点でサービスはないが、今後実施することが概ね決まっている
- ▨ サービスを実施する具体的な予定はないが、検討はしている
- ▩ 現時点で検討はしていないが、過去に検討をして実施を断念したことがある
- 検討は行っていない・行ったことはない

出典:三菱UFJリサーチ & コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」,令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」,令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

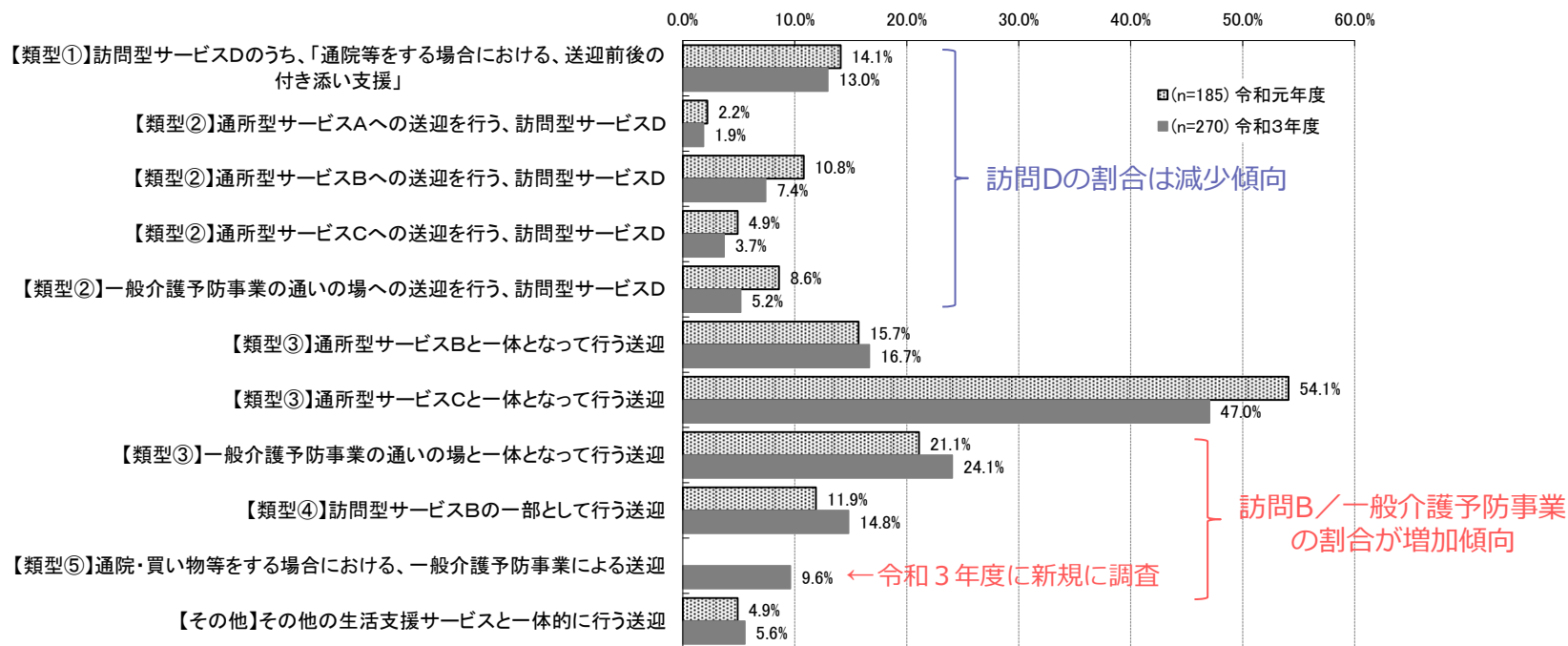
■ 総合事業の類型で、移動支援が行われているもの



■「訪問型サービスB」や「一般介護予防事業」による取組が増加

- 以下の図表は、「総合事業による補助等を行う移動支援・送迎」が「既にある」市町村について、その類型を調査した結果です。これによれば、最も多いのは、「通所C（一体型）」で47.0%、次いで「一般介護予防（一体型）」が24.1%でした。
- 令和元年度との比較をみると、訪問型サービスDの占める割合は減少傾向にあり、訪問型サービスBや一般介護予防事業による取組が増加傾向にあることがわかります。

＜総合事業による補助等を行う移動支援・送迎を既に実施している市町村における、類型別の実施状況（複数回答）＞



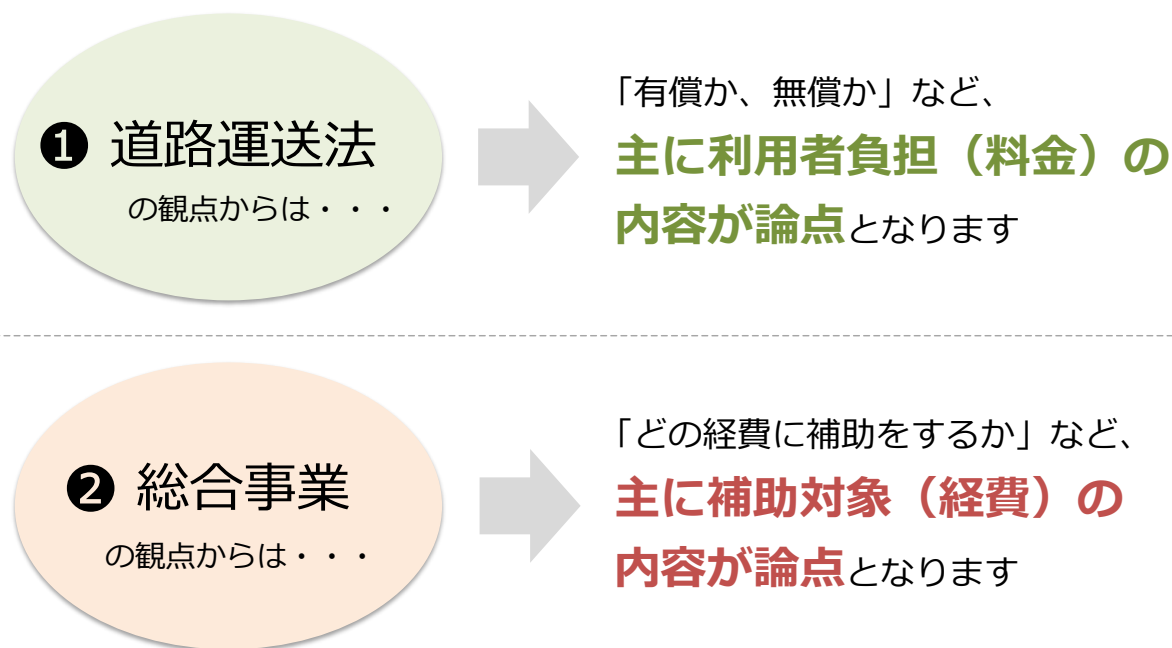
出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」、令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
 「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」、令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

Ⅲ. 総合事業を活用した移動支援の制度等の概要

■「道路運送法」と「総合事業」の両面からの理解が必要

- 仮に道路運送法に基づく「許可・登録を受けずに」、移動支援・送迎を行おうとした場合、その論点の1つは、移動支援・送迎が「有償であるか否か」、すなわち「利用者等から受け取ることで“有償”とみなされるお金が何か」、「どのような料金であれば受け取っても“有償”とはみなされないか？」です。
- 一方で、「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、補助等の対象経費や目的に制約があります。したがって、総合事業の制度に関連する論点の1つは、「何に補助することができるか？」です。

図表 「道路運送法」と「総合事業」を理解するうえでのポイント



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」、令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

■ 総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の主な5つの類型

主に「どのような料金を受け取ることができるか？」

主に「何に補助することができるか？」

		無償		有償		
		許可又は登録を要しない運送 (白ナンバ)		自家用有償 旅客運送 (白ナンバ)	旅客自動車 運送事業 (緑ナンバ)	
		個人・団体		NPO等	交通事業者	
		送迎を含む包括的な料金		送迎の料金	送迎の料金 (営利とは認められない範囲の 対価)	送迎の料金 (営利)
	目的地	通いの場の 利用料金	生活援助等 の利用料金	無料 or ガソリン代等実費		
訪問型サービスD ケース1)	① 病院・ 買い物等			類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援		
訪問型サービスD ケース2)	② 通所A			類型②：通所型サービス・通いの場の 運営主体と別の主体による送迎		
	③ 通所 B					
	④ 通所C					
	⑤ 一般 介護予防					
通所型サービスB	⑥ 通所B	類型③： 通所型サービス・通いの場の運営主体と同一 の主体による 送迎				
通所型サービスC	⑦ 通所C					
一般介護 予防事業	⑧ 一般 介護予防					
	⑨ 病院・ 買い物等			類型⑤：通院・買い物等をする場合における、一般介護 予防事業による送迎		
訪問型サービスB	⑩ 病院・ 買い物等		類型④：生活援助等 と一体的に提供される 送迎			
総合事業による 補助等なし	制限なし	その他（※道路運送法の観点にのみ留意）				

類型①:通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援 (訪問D ケース1))

【特徴】

○ 総合事業で実施しているのは、「送迎前後の付き添い支援」であり、「目的地までの道中」は総合事業の対象外となります。

【目的地と補助対象】

○ 目的地は、介護予防ケアマネジメントにより決まりますが、医療機関への通院のほか、買い物等において支援をしている例もあります。

○ 総合事業による通所型サービス・通いの場への送迎を目的としたものではないことから、「送迎(目的地までの道中)」に関する直接経費は補助等の対象外です。

○ 補助等ができるのは、「送迎前後の付き添い支援に関する間接経費」です。

【利用者負担(道路運送法上)】

○ 「送迎」は独立したものと考えられることから、「許可又は登録を要しない運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費」のみであれば、利用者から受け取ることが可能です。



類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎 (訪問D ケース2))

【特徴】

○ 通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」までの送迎を、「通所型サービス・通いの場の運営主体とは別の主体」が行うものです。

【目的地と補助対象】

○ 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」になりますが、その過程で買い物等に寄る例もあります。

○ 「通いの場」等への送迎なので、間接経費のみでなく、「送迎(目的地までの道中)」に関する直接経費も総合事業による補助等の対象です。

ただし、直接経費のうち運転者の人件費や報酬等を補助する場合は、道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要です。

【利用者負担(道路運送法上)】

○ 「送迎」は、「通いの場」等の運営から独立したものであることから、「許可又は登録を要しない運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。

○ 送迎の利用の有無によって、通いの場等の利用者負担(ガソリン代実費等+通いの場等の利用料金)は変わりますが、「送迎」が独立したものであるとして扱われるため問題はありません。



類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎 (通所B・C/一般介護予防)

【特徴】

○「通いの場」等の運営主体が、送迎も一体的に行うものです。

【目的地と補助対象】

○ 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」になりますが、その過程で買い物等に寄る例もあります。

○ 「通いの場」等への送迎なので、間接経費のみでなく、「送迎(目的地までの道中)」に関する直接経費も総合事業による補助等の範囲です。

【利用者負担(道路運送法上)】

○ 「送迎」は、「通いの場」等の運営と一体的なものであることから、「ガソリン代等実費」であったとしても、「送迎」に係る利用者負担を、「通いの場」等の利用料金とは別に受け取ることはできません。

○ 利用者から受け取れるのは、送迎利用の有無に関わらず、定額の通いの場等の利用料金のみ(送迎のコスト含むことは可)です。



類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎 (訪問B)

【特徴】

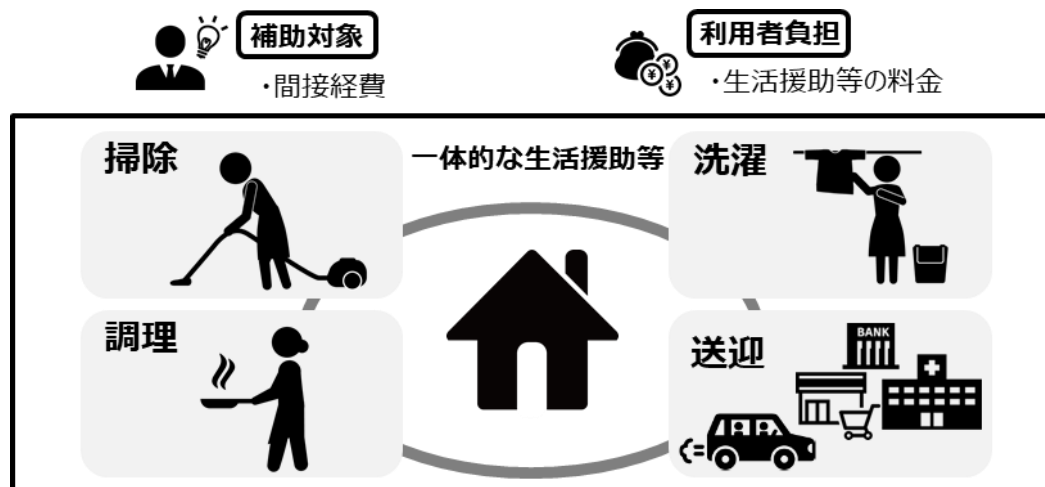
- 様々な生活援助等と一体的に送迎を行うものです。
- あくまで、生活援助等の提供が中心となるサービスです。

【目的地と補助対象】

- 目的地は、介護予防ケアマネジメントにより決まります。生活援助等の範囲内であれば買い物等において支援をしている例もあります。
- 移送に関する様々な経費を、市町村判断で補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「送迎」は、「生活援助等の提供と一体的」なものであることから、「ガソリン代等実費」のみであったとしても、「送迎」に係る利用者負担を、「生活援助等」の利用料金とは別に受け取ることはできません。
- 利用者から受け取れるのは、送迎利用の有無に関わらず、定額の生活援助等の利用料金のみです。



※ すべての生活援助等を、同じ人が提供する必要はない。

※ 実質的に送迎しか行っていないと判断された場合は、「生活援助等の料金」を「送迎の対価」と見なされる可能性があり、その場合は道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要となる。

※ 「地域支援事業実施要綱(P.10)」より、『(一部抜粋)・・・様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、・・・奨励金(謝金)を補助の対象とすることも可能である。・・・運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である』

類型⑤：通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎 (一般介護予防事業)

【特徴】

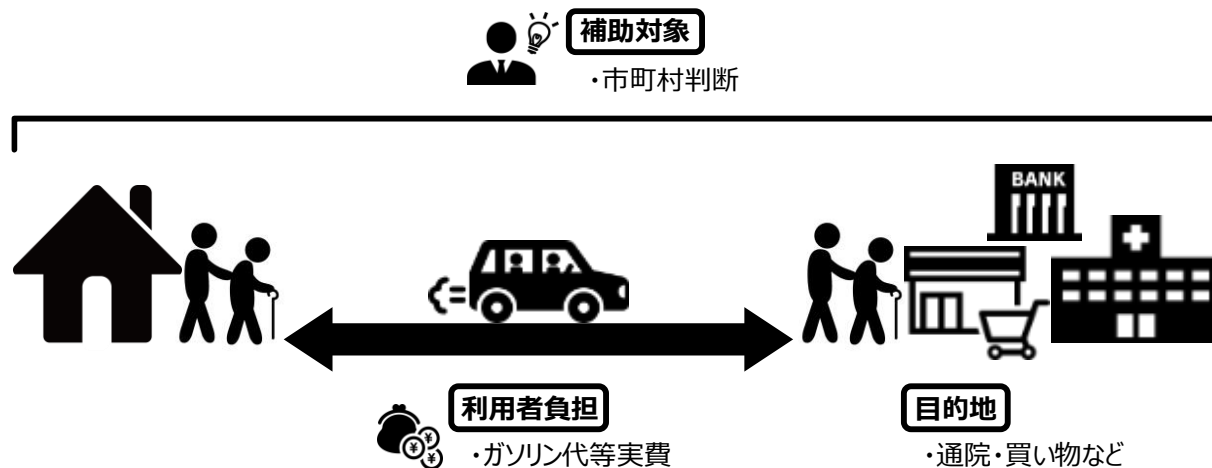
- 一般介護予防事業であり、65歳以上のすべての高齢者が利用の対象です。
- 担い手(運転者等)の介護予防を狙いとして、実施する例があります。

【目的地と補助対象】

- 目的地は、市町村の判断によりますが、医療機関への通院や買い物等の送迎をしている例があります。
- 移送に関する様々な経費を、市町村判断で補助することが可能です。
- 一般介護予防事業であることから、奨励金は補助対象にはなりません。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可又は登録を要しない運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です(ただし、ガソリン代等実費について補助を受けている場合は、利用者からは受け取ることができない)。



■ 総合事業で補助できる経費について

		類型①	類型②	類型③	類型④	類型⑤
		通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎	通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎
直接経費	奨励金 ¹	○ ²	○ ³	○	○	×
	ガソリン代等実費	×	○	○	○	○
	自動車保険 ⁴ の保険料	×	○	○	○	○
	活動用の保険 ⁵ の保険料	○	○	○	○	○
	車両維持・購入費	×	○	○	○	○
間接経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○	○
	家賃・通信費等	○	○	○	○	○

- 1 地域支援事業実施要綱(P.10)『補助(助成)の方法で事業を実施する場合について、…(中略)…住民主体の多様なサービスの展開のため、ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)を補助の対象とすることも可能である。』
- 2 道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみ可。
- 3 道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。
- 4 「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」
- 5 ここでは、自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険をイメージ。「移送に関する直接経費」には該当しないため、いずれの類型においても補助対象経費となる。

IV. 総合事業等を活用した移動支援の事例

※ 一部、総合事業を活用していない事例を含みます。

■ 取組事例ごとの特徴の整理①

Q	A(中分類)	A(小分類)	市町村名
Q1_地域のタクシー事業者と連携した取組はできませんか？	A1-1_住民同士の相乗りをコーディネートし、利用料とタクシー料金の差額を補助する	A1-1-1_社協がコーディネート	群馬県渋川市
		A1-1-2_地区社協等がコーディネート	岐阜県各務原市
Q2_担い手を確保するための工夫には、何がありますか？	A2-1_事務局機能を整え、ボランティアが活動しやすい環境を創出する	A2-1-1_生活支援体制整備事業で拠点を整備	愛知県豊明市
		A2-1-2_マッチング業務を委託	大阪府大阪市
		A2-1-3_ファミサポに介護部門を追加	長野県喬木村
	A2-2_ターゲットを絞って担い手を募集する(介護保険者証と一緒にチラシを送付)	A2-2-1_ドライバー養成研修・フォローアップ・就職説明会等	静岡県袋井市・森町
		A2-2-2_SCによる担い手の発掘(社会参加→生活支援)等	神奈川県秦野市
Q3_持続可能性の高い活動を育成するには、どのような工夫がありますか？	A3-1_地区ごとに1つずつ核となる団体を育成する	A3-1-1_地区社協等	静岡県函南町
		A3-1-2_まちづくり協議会	静岡県藤枝市
	A3-2_市町村に1つ核となる団体(NPO等)を育成する	—	山口県萩市
		A3-3_福祉有償を行う団体を対象に訪問Dの補助で支援する	三重県名張市
Q4_総合事業を活用しつつ、要支援者等以外を支援する方法はありますか？	A4-1_総合事業以外の自主事業等と組み合わせて実施する	A4-1-1_訪問Dと福祉有償、許可・登録不要の組み合わせ	長野県駒ヶ根市
		A4-1-2_総合事業と町単独事業を組み合わせ	和歌山県橋本市
	A4-2_一般介護予防事業による送迎を実施する	—	千葉県大網白里市
	A4-3_固定費として補助することで、要支援者等以外の利用を可とする(訪問B)	—	滋賀県日野町
		—	広島県福山市
			東京都八王子市
			三重県名張市

■ 取組事例ごとの特徴の整理②

Q	A(中分類)	A(小分類)	市町村名
Q5 車両を確保する方法には何がありますか？	A5-1_住民が参加しやすいようにリース車両を使用する	A5-1-1_社協がリースした車両を住民組織に貸与	静岡県藤枝市
		A5-1-2_住民組織がリース	三重県名張市
	A5-2_住民組織等に公用車(リース含む)を貸与する	—	大阪府太子町
			山口県萩市
			岡山県吉備中央町
	A5-3_社会福祉法人の協力を得る(地域貢献事業など)	A5-3-1_社会福祉法人からの車両の提供	山口県防府市
A5-3-2_社会福祉法人が買い物ツアーを実施		長野県喬木村	
Q6 スーパー等と連携した取組には、何がありますか？	A6-1_店舗内で介護予防教室を実施し、買い物もできるようにする	—	鹿児島県鹿屋市
	A6-2_スーパー等から協賛金を得て事業費に充てる	—	山口県防府市
Q7 住民主体の活動の創出に向けたプロセスには、どのようなものがありますか？	A7-1_全戸訪問アンケート調査の実施	—	群馬県渋川市
	A7-2_研修会や視察を通じた取組意欲の醸成	—	大分県国東市
	A7-3_協議体等での議論を通じた活動の創出	—	滋賀県日野町
Q8 総合事業以外にどのような財源が活用可能ですか？	A8-1_保険者機能強化推進交付金(保健福祉事業)	—	大阪府太子町
	A8-2_農山漁村振興交付金(外出支援の社会実験)	—	山口県萩市
	A8-3_地方創生推進交付金(車両のリース)	—	山口県防府市
			岩手県花巻市
			静岡県藤枝市

(参考資料)

※ 研修の際には、時間の関係で以降の事例の全てを詳細に説明することは困難な予定です。

詳細については、弊社ホームページに掲載されている「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」をご覧ください。

「地域の『移動』支援」に関連する 情報・ノウハウ を 弊社のHPでご紹介

調査・提言

各研究会・事業における地域包括ケア関連の調査研究レポートがご覧いただけます。

- ・地域包括ケア研究会
- ・地域包括ケア計画（介護保険事業計画）
- ・地域マネジメント／地域支援事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・地域の「移動」支援
- ・介護人材／外国人介護人材
- ・定期巡回・随時対応サービス
- ・看護小規模多機能型居宅介護および看護サービス
- ・その他

MURC 地域包括ケア



検索

MUFG 世界が動くチカラになる。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

サービス ライブラリ ご案内 企業情報 ニュース 採用情報

検索 お問い合わせ English

介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き（令和5年4月25日更新）

本手引きは、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）、道路運送法などの関連制度のポイントや、総合事業に基づく移動支援・送迎の推進に向けた考え方、各地域の事例などについて整理しています。

令和元年度に作成した同手引きについて、令和2年度・4年度の調査研究事業の成果を踏まえた改訂をしました。

MUFG Quality for You

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

住民主体の移動支援の取組の実現に向けて

当社は、地域における住民主体の移動支援の取組の普及・定着に向けて、地方自治体の関係者や生活支援コーディネーター、移動支援を行う団体の方などを対象に、関連する法制度や地域支援に向けたポイントなどの情報を提供しています。このほかにも、取りたい・情報提供を希望したテーマなどがございましたら、以下のメールアドレスまでお寄せください。



移動支援ボランティアが活躍する「保障」とは？



(PDF) 介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き

Q1_地域のタクシー事業者と連携した取組は
できませんか？



A1-1_住民同士の相乗りをコーディネートし、
利用料とタクシー料金の差額を補助する

■ 社協が利用調整等を行うことで、タクシーの相乗りを実現

- 一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤー・タクシー事業）は、1つの契約に基づき1回の運送を行うものであり、複数の契約が発生する相乗りは法律で禁止をされているが、**渋川市社協がタクシー事業者と契約、利用調整等を行うことで、タクシー事業者による地域住民の相乗りを実現している。**



（渋川市社協資料）

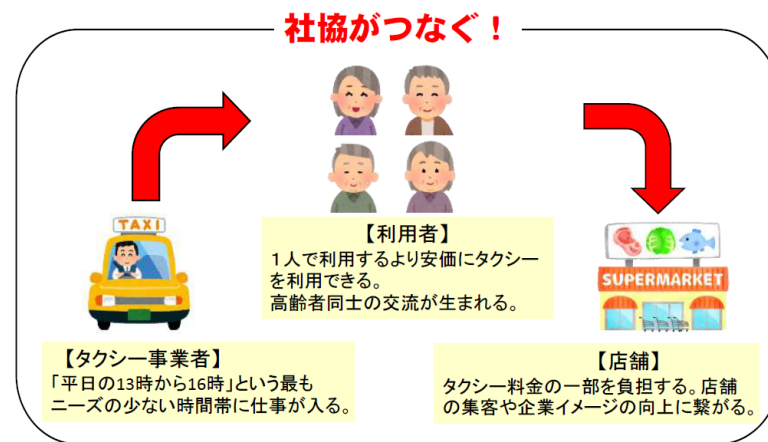
■ 通常のタクシー料金と利用者が負担する利用料の差額を、渋川市社協が事業費として負担

- 利用者一人ひとりが距離に応じた支払いをするとともに、足りない差額を渋川市社協が事業費として負担することで、**住民が個々にタクシーを利用した場合と比較して負担額を低く抑える**ことができている。

■ 利用者・タクシー事業者・店舗にとってWIN-WINとなる仕組みを構築

- 「あいのり」を利用して買い物に訪れる店舗についても集客効果が得られるため、**店舗からは本事業への協賛金が支払われている。**このように、社協が事務局となり、地域住民・タクシー事業者・店舗の3者がWIN-WINとなるような仕組みを構築することに成功している。
- 社協は、**前日に利用者に電話をして出欠確認をする**とともに、利用者の安否確認をしています。買い物に悩みを抱えている人は生活に不安のある人が多いことから、社協にとっては本事業を実施することで、**生活に不安を抱えている人の情報収集や見守り体制の強化などにつなげることができている。**

<利用者・タクシー事業者・店舗がWIN-WINとなる仕組み>



（渋川市社協資料）

■ データを使って、具体的なメリットを示すことで協力者を増やす

- 買い物先となる店舗には、「延べ利用者1人あたり100円以上の協賛金を負担」してもらおうという考えであったため、最初は多くの店舗から難色を示された。しかしながら、高齢者が1回あたりの買い物で使う額などのデータを示すことで、徐々に協賛店を増やすことに成功した。
- 事業を開始した平成30年3月時点では、市内9地区のうち豊秋地区のみで実施をしたが、事業開始から1年4か月で全市展開となるとともに、令和4年現在で協賛店舗は8店舗となっている。

<協賛店を増やすために実施した買い物調査の内容>

調査内容	協賛店
渋川市社協独自の高齢者買い物額調査:3,989円/週	1店舗
試験運行モニターの平均商品購入額:4,286円/人	3店舗
事業開始後の利用者平均商品購入額:5,747円/人	7店舗

- スーパーの食品における利益率20～25%
100円払っても十分利益は出る！
- 社会貢献しながら顧客単価も上がる。
最近は100円以上の協賛金をくださる店舗も現れ始める！

(渋川市社協資料)

■ 事業費

- 「あいのり」にかかる経費には、事業費のほか、人件費2名分が計上されているが、これには協賛金のほか、渋川市社協の介護事業における利益が充てられており、行政からの補助金等はない。
- 社協の負担は、年間延べ利用者数が1,000人で約100万円、2,000人で約150万円と見込まれる。
- したがって、一人一回当たりの輸送コストは、延べ利用者数が1,000の場合で約1,000円、2,000人の場合で約750円となる。

Q2_担い手を確保するための工夫には、何がありますか？



A2-1_事務局機能を整え、ボランティアが活動しやすい環境を創出する

■「協同組合」と「市」との協働による活動の活性化

- おたがいさまセンター「ちゃっと」は、市内の3つの協同組合と市の4者で協働で運営されており、様々な生活支援を必要とする人と、そのお手伝いができる人(生活サポーター)のマッチングを行っている。
- 支え合いの仕組みを地域に広げるにあたり、住民が全てを担うような取組を新たに創出するのではなく、協同組合という「既存の支え合いの仕組み」の存在に着目し、市と協働することでその取組を活性化させることに成功している。

■「ちゃっと」は、市が「生活支援体制整備事業」として委託しており、第2層SC6名が配置されている

- おたがいさまセンター「ちゃっと」は、「南医療生協」、「JAあいち尾東」、「コープあいち」の3つの協同組合と豊明市の4者が協働で運営しており、豊明市が「ちゃっと」の事務局である南医療生協に「生活支援体制整備事業」として委託をしている(約800万円/年)。
- 「ちゃっと」には、第2層の生活支援コーディネーター6名が配置されており、そのお手伝いができる人(生活サポーター)のマッチングなどを行っている。
- マッチング以外にも、新規の利用希望などがあった場合にはご自宅を訪問し、ニーズや生活課題の把握、生活サポーターでの対応の可否の判断(難しいと判断した場合は、他の機関へつなげる)、生活サポーターの選定、生活サポーターとの同行訪問などを行っている。

＜おたがいさまセンター「ちゃっと」のチラシ＞



(豊明市資料)

■ 実利用者数は、従前相当の利用者よりも多い規模に

- お手伝いをする生活サポーターは、立ち上げ当初はまず3つの協同組合で活動をしていた組合員約100名が講習を受け生活サポーターとなった後、徐々に非組合員の担い手も増加し、令和3年現在では366名となっている(ドライバーは14名)。
- 令和3年度実績で、利用者数は延べ3,414人(実利用者数は221人)となっている。令和4年現在は、約100人/月(実人数)が利用しており、従前相当の訪問型サービスの利用者数(約80人/月)よりも多い規模となっている。



■ 時間預金の制度が、「将来、自分が困った時のために」という「おたがいさま」の気持ちを生み出す

- 「ちやっと」には、非常に多くの住民が参画していますが、要因の1つとして、時間貯金の制度を設けることにより、ボランティア精神を持っている人のみでなく、「将来、自分が困った時に助けてもらいたい」という「おたがいさま」の気持ちで参加している人が多いことが考えられる。
- また、事務局機能を「ちやっと」が担い、地域住民は生活サポーターとして参画するなど、地域住民が全てを担うのではなく、比較的無理なく参加できる実施体制が整っていることも、多くの生活サポーターが参画している1つの要因と考えられる。
- さらに町内会などを対象に「ちやっと」の取組事例の説明会を実施していることなども、各地域での担い手の確保につながっている。

■ ファミリー・サポート・センター(育児部門)に、一般財源による委託で介護部門を追加

- 袋井市のファミリー・サポート・センターでは育児部門に加え、介護部門を設置しており、外出付き添い・送迎サポートをはじめとした高齢者の生活支援が実施されている。ファミリー・サポート・センターは依頼会員からの要請を受け、サポート可能な援助会員とつなぐ役割を担っている。
- 育児部門(ファミリー・サポート・センター事業)の負担割合は、国、都道府県、市が3分の1ずつであるが、袋井市では一般財源による委託で介護部門を追加することで、ファミリー・サポート・センターの活動の対象を広げることができている。

■ 介護部門の依頼のうち、約半数が送迎・付き添い支援

- 介護部門の依頼のうち、約半数程度が送迎・付き添い支援であり、月に平均100件ほどの依頼が入っている。
- 送迎支援は、要介護認定の状況に関わらず対象であるが、外出に見守りや付き添いが必要な場合に限定されている。利用料金は1時間あたり700～850円で、援助会員には同額が支払われる。

■ 育児部門の担い手へのアプローチ

- 援助会員の登録は、育児部門と介護部門で分かれています、7割近くの会員は両方に登録している。育児部門の援助会員にも高齢者支援に参加してもらうことで、比較的若い世代を取り込むことにも成功している。

<自宅へお迎え>



<乗車の案内・見守り>



<待合室の付き添い>



<手続きのサポート>



資料：NPO法人ふぁみりあネット提供

※写真は関係者への説明用に撮影したものであり、実際の活動場面ではありません

Q2_担い手を確保するための工夫には、何がありますか？



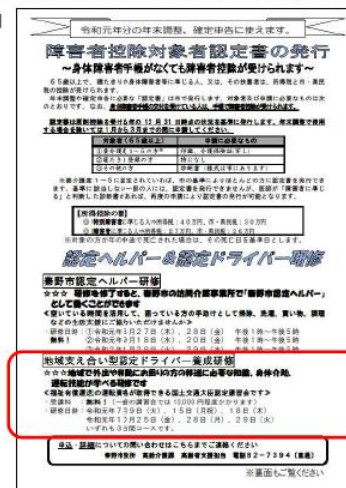
A2-2_ターゲットを絞って担い手を募集する
(介護保険者証と一緒にチラシを送付)

＜研修受講者の募集方法について＞

- ## 周知方法

- ・ 広報はだの、秦野市ホームページへ掲載
- ・ チラシの設置(市内公共施設)
- ・ 介護保険料決定通知(※1)
- ・ 65歳到達者へ送付する介護保険証の同封チラシ(※2)

※1

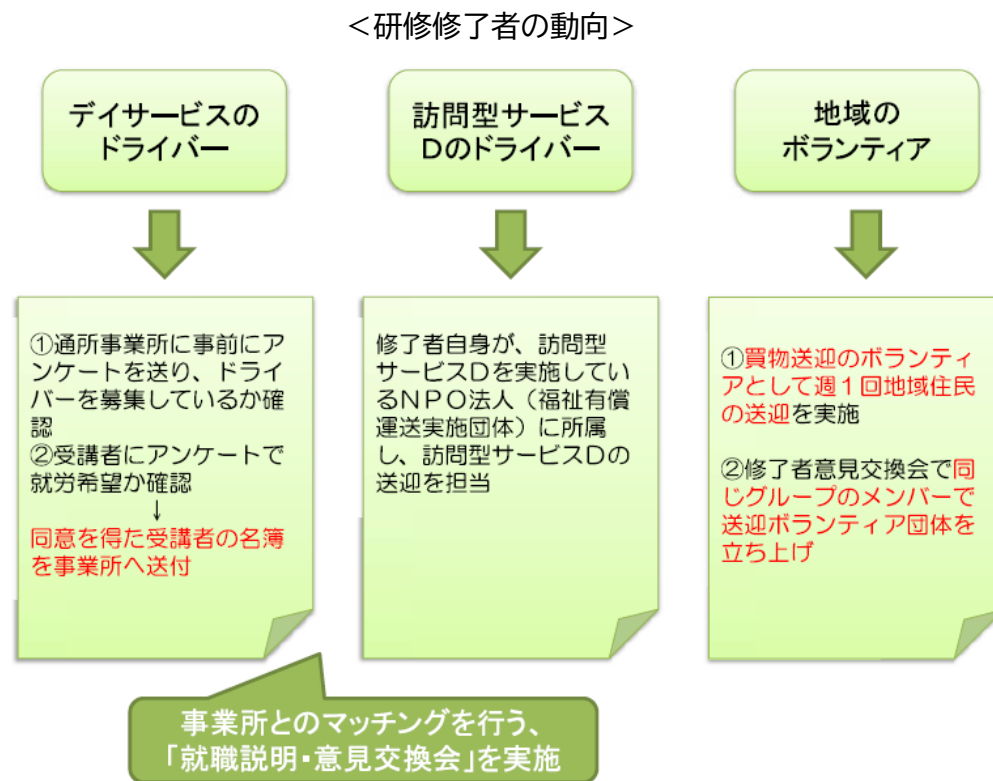
 $\times 2$ 

(秦野市資料)

- 秦野市の「地域支え合い型ドライバー研修」は、3日コースで実施しており、最初の2日間は福祉有償運送の「国土交通大臣認定講習」の内容であり、3日目には「地域支え合い」をテーマに他市町村の事例紹介やGWを実施している。
- なお、認定ドライバー養成講座修了者に対するフォローアップとして、平成30年度から「地域支え合い運転ボランティア活動検討会」を実施している。これは、年に1回実施するもので、「地域の中で地域課題を解決していくことの意識づけ」や「ボランティア活動に対するイメージを付ける」こと、「具体的な活動に向けた検討」を行うことを目的としている。

■ ドライバー養成研修や活動検討会を通じて、新しい活動団体も立ち上がっている

- 研修修了者について、**デイサービスや訪問型サービスDなどの活躍の場を見つけるために、市が事業所とのマッチングを行う「就職説明・意見交換会」を実施**している。
- その結果として、研修修了者がデイサービスや訪問型サービスDで活躍する場を得ることにつながっていると同時に、**新たに地域のボランティアとして送迎を行う団体を立ち上げた例もみられる。**



(秦野市資料)

Q3_持続可能性の高い活動を育成するには、
どのような工夫がありますか？



A3-2_市町村に1つ核となる団体(NPO等)を
育成する

■ NPO法人に様々な人材や事業を集積

- 駒ヶ根市の「NPO法人地域支え合いネット」は、「およりて森庵(通所A)」、「アトム訪問介護ステーション(訪問A)」、「生活支援事業所アトム(訪問B・D、自主事業、福祉有償運送事業)」の他、駒ヶ根市の様々な事業(認知症カフェ、認知症まちかど相談室、まちかど農園など)を受託するなど、**地域共生社会の実現に向けて、地域の支え合い活動を推進する核となる団体として機能している。**
- 移動支援については、「生活支援事業所アトム」において、「アトム支援(住民主体の生活・移動支援(訪問B・D、自主事業))」、「アトム便(福祉有償運送)」が実施されている。
- **法人の理事(21名)の多くは、元あるいは現任の生活支援コーディネーター(生活支援コーディネーターの任期は2年)である。**



(NPO 法人地域支え合いネット資料)

■ 訪問型サービスB・Dと自主事業を組み合わせることで、より幅広い利用・支援を可能に

- アトム支援は、**要支援者等を対象とした訪問型サービスBと、要介護者などその他の利用者を対象とした自主事業から構成されており、要支援者等に限定しない、より幅広い利用者を対象とした支援を可能としている。**
- さらに、買い物・通院等の付き添い支援を行う場合は、コーディネートのための事務人件費や車両維持、事務所維持などの固定費を訪問型サービスDとして補助することで、安定した事業運営が可能な補助制度が構築されている。

■ アトム支援(訪問B・Dの補助の概要)

- 移動支援を含む生活支援サービスでは、見守りや家事などの生活支援メニューの1つとして、「買い物・通院等への送迎・付き添い支援」がある。これらは訪問Bの補助対象となっており、要支援者等の延利用者数あたり650円が補助されている。
- 「買い物・通院等への送迎・付き添い支援」は、訪問Dの補助対象でもあり、事務人件費(月額20,000円)の他、車両・事務所の維持費などの加算が設定されている(固定費)。

事業名	対象事業	補助基本額	加算額
住民主体による訪問型サービス	買物代行、調理、ごみ出し等の生活援助等の支援を行うこと。(1回60分以内、週2回を上限とする。)	延利用者数に650円を乗じて得た額	・初回加算 新規の利用者に対して初回の訪問を行った場合、補助基本額に650円加算する。 ・遠距離訪問加算 事業所から片道4キロメートル以上の訪問を行った場合、補助基本額に300円加算する。
住民主体による訪問型サービス(移動支援)	買物、通院、通いの場等への送迎を行うこと。(自身による交通手段がない場合に限る。)	事務人件費 月額 20,000円	・車両維持加算 運行を月14回以上30回未満行った場合、補助基本額に10,000円、月30回以上の場合、20,000円加算する。 ・事務所維持加算 事務所を借り上げている場合、補助基本額に家賃の1/3以内(15,000円限度)を加算する。

<「アトム支援」の3つの提供パターン>

パターン① 訪問による家事支援



パターン② 買い物・通院の付き添い



パターン③ 福祉有償運送と付き添い支援の組み合わせ

距離の制限はなし。利用には一定の要件あり。



(NPO法人地域支え合いネット資料)

時間当たりの料金は同じ

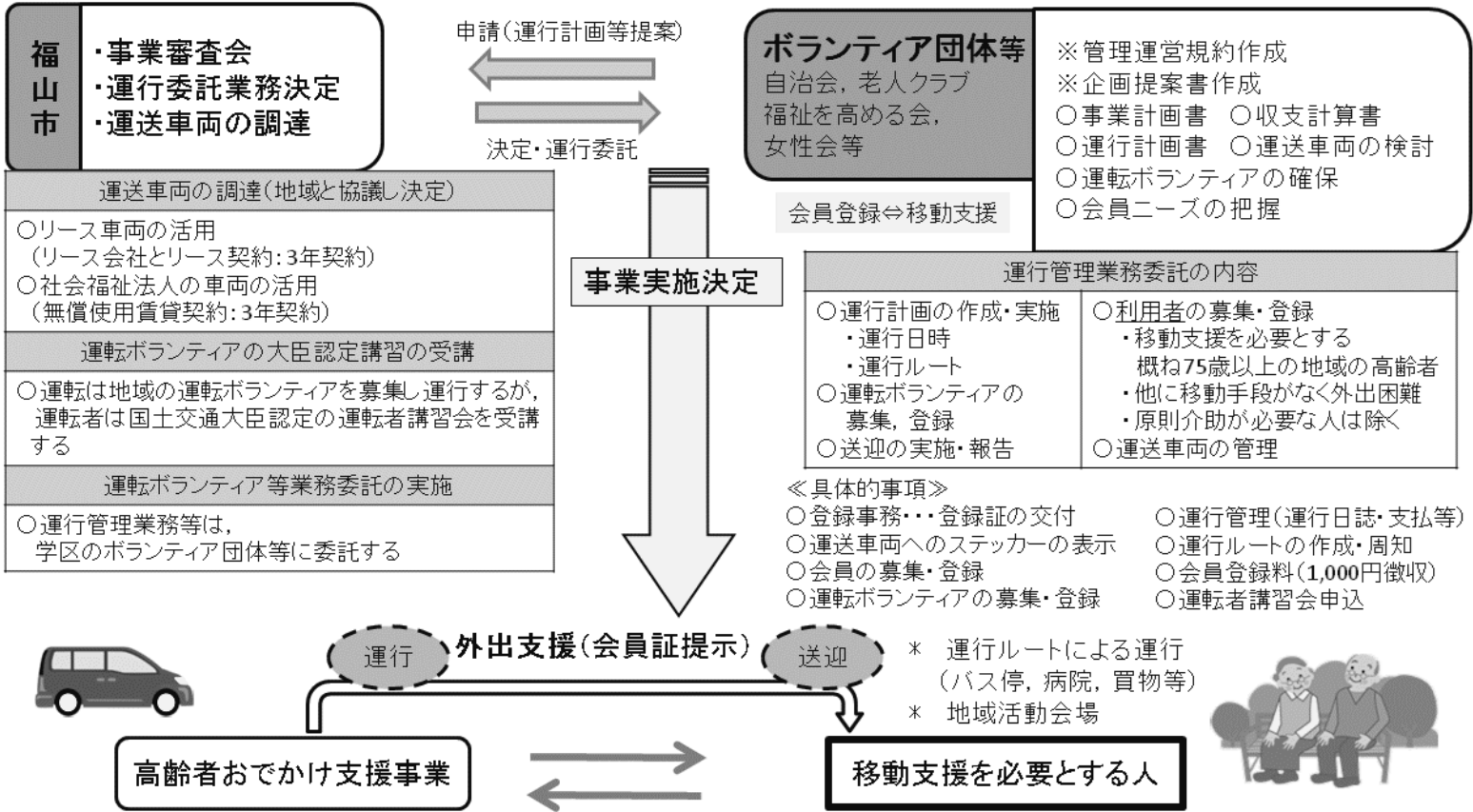
Q4_総合事業を活用しつつ、要支援者等以外を
支援する方法はありますか？



A4-2_一般介護予防事業による送迎を実施する

■ 市が実施主体も、地域が中心となって活動することが必要

< 福山市高齢者外出支援事業の実施イメージ >



(福山市資料)

Q4_総合事業を活用しつつ、要支援者等以外を
支援する方法はありますか？



A4-3_固定費として補助することで、要支援者等
以外の利用を可とする(訪問B)

■「地域づくり組織」が、一括交付金を受けて様々な地域活動を展開

- 名張市では、従来の区長制度を廃止（平成21年～）し、小学校圏域ごとに15の「地域づくり組織（まちづくり協議会）」を設置（平成17年～）した。そして、「地域づくり組織」が地域課題を解決するために行う活動を支援するため、使途が自由な「ゆめづくり地域交付金」を一括交付している。
- 一括交付金（ゆめづくり地域交付金）は、市全体で約1億円であり、15地域あることから1地域あたりでは平均700万円程度（人口は平均で5,000人程度）となっています。また、それとは別に、地域づくり組織を指定管理者として、市民センターの管理運営委託をしている（合計で約1億円）。
- 総合事業の開始により、交付金のうち生活支援の一部又はすべてを総合事業の訪問Bの補助に切り替えている。



■ 訪問Bについて要支援者等が一人以上いれば定額補助とするなど、地域の柔軟な活動を支援

- 名張市の訪問Bの補助は、各地域の活動に係る固定費を対象とした補助であり、利用する人数等に応じて変動しないことから、利用者が要支援者等であるか、その他の高齢者・障害者等であるかに関わらず、補助額を一定としている。
- これにより、地域の負担も軽減できるとともに、一括交付金と同じく、総合事業の補助においても地域の実情に応じた柔軟な活動を支援することができる枠組みとしている点が特徴である。（ただし、1地域の中で要支援者・事業対象者が最低1名いることが条件となっている）。

■ 外出支援は7地域で実施されており、合計で年間23,000件以上の利用

- 現在(2022年)、日常生活の困りごとなどを対象とした生活支援が11地域で取り組まれており、そのうち移動が困難な方を対象とした外出支援事業は7地域で実施されている。
- 生活支援を行う場合は40万円、外出支援を行う場合は追加で110万円(車両の購入・リース可)を補助(年間)している。外出支援の利用(令和2年度実績)は、23,000件以上にのぼる。

地域名	地域づくり組織内の当該事業 実施組織名	事業開始年月	令和2年度 実績	
すずらん台	すずらん台ライフサポートクラブ	 H20.4	生活支援 116件	外出支援 4266件
青蓮寺・百合が丘	生活支援ボランティア「ポパイ」	 H23.4	44件	3556件
名 張	隠おたがいさん	 H23.7	387件	651件
つつじが丘・春日丘	特定非営利活動法人 生活支援 つつじ・春日丘	 H23.11	347件	13024件
比奈知	助っ人の会	H25.4	74件	
桔梗が丘	桔梗が丘お助けセンター	 H27.4	42件	1018件
美 旗	はたっこサポート運営審議会	H28.4	74件	
薦原	コモコモサポート	H29.8	36件	
赤目	あんしんねつと赤目	 H30.6	48件	1041件
川西・梅が丘	ちよい・すけ	 H31.4	47件	165件
国津	ささえあいネットくにつ	R3.5		

- 一人一回当たり輸送コストは、110万円/地域×7地域÷23,000件＝約335円/件である。

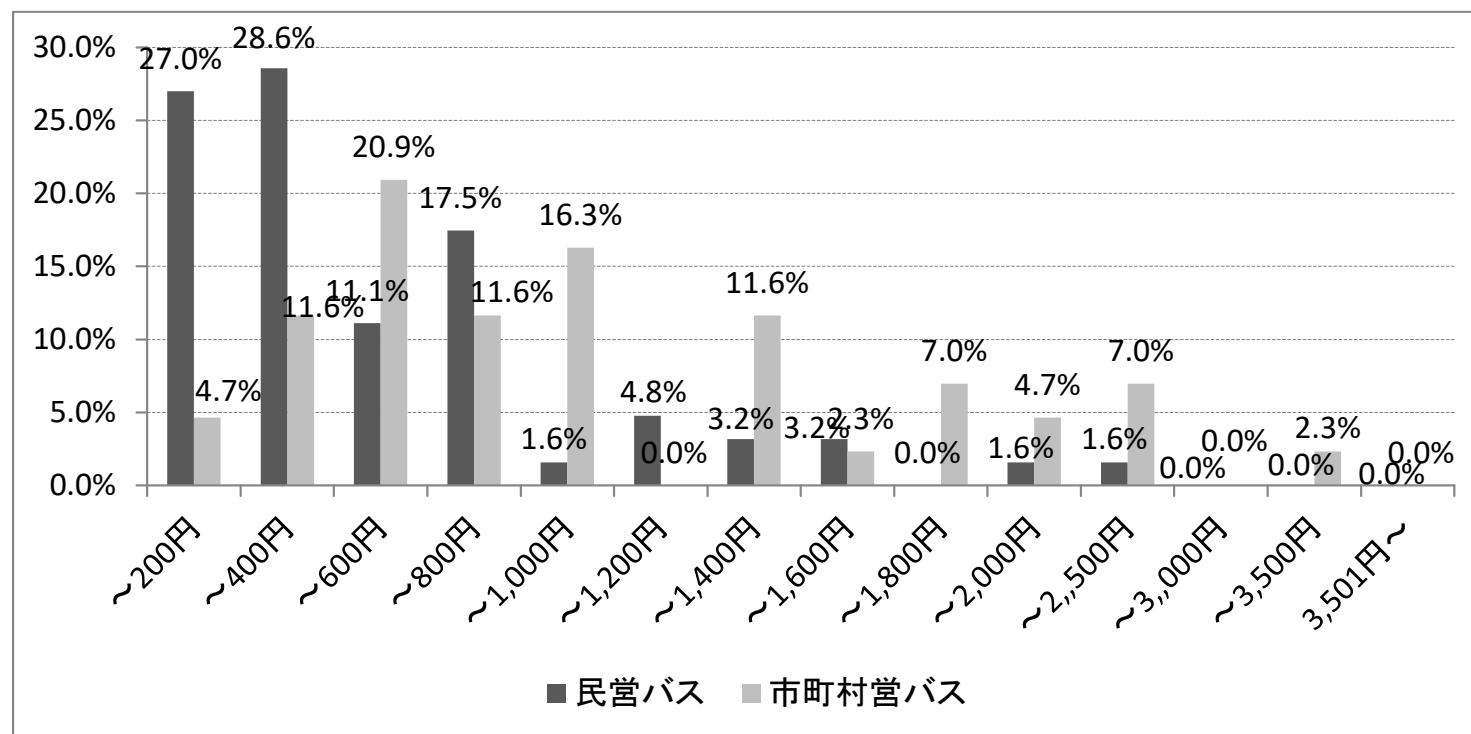
■ 「まちの保健室」や「介護事業者」などとの連携による、ニーズの把握

- 名張市では、直営の地域包括支援センターが1カ所あり、15の小学校圏域ごとにランチである「まちの保健室」が設置されている。「まちの保健室」は、高齢者に限らず、地域における「丸ごと」の相談支援体制の核として機能している(現在は、重層的支援体制整備事業を活用)。
- 「地域づくり組織」の事務所には多くの場合「まちの保健室」が併設されており、「まちの保健室」によせられた困りごととの相談について、簡易な場合は「地域づくり組織」を紹介、必要な場合は地域包括支援センターやケアマネジャー、その他の関係機関につなぐなど、課題整理と円滑な橋渡しが行われている。
- また、「地域づくり組織」と「介護事業者」との連絡会を設けている地域もあるなど、地域の困りごとを抱えた人に関する情報を共有し、適切な支援につなげる体制が構築されている。

(参考) 移動支援にかかる利用者1人1回あたり公的負担額①

利用者1人1回当たりの公的負担額をみると、民営バスでは平均値は508円、中央値は330円でした。
また、市町村営バスでは、平均値は996円、中央値は795円であり、民営路線バスと比較してやや高い水準でした。

＜利用者1人1回当たりの公的負担額の分布（民営バス、市町村営バス）＞



出典：2016年度 東北圏社会経済白書（公益財団法人東北活性化研究センター）

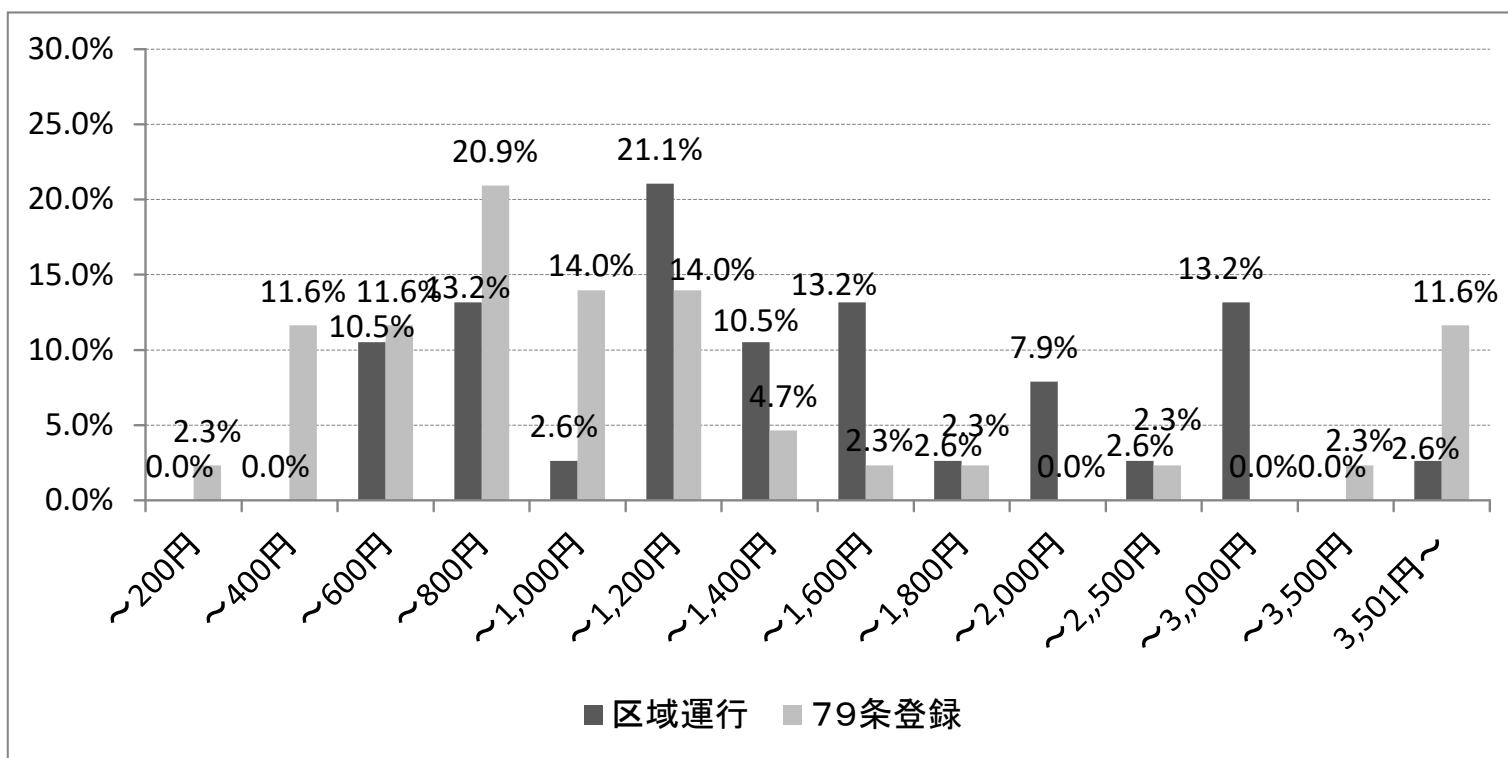
※ 国・県・市町村の年間負担額を、年間利用者数で除した数値。利用者1人が1回利用する度に必要となる公的負担額を示す。市町村単位で算出している。

※ 調査対象は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県下の市町村。

(参考) 移動支援にかかる利用者1人1回あたり公的負担額②

区域運行の平均値は1,434円、中央値は1,243円、79条登録の平均値は1,585円、中央値は858円でした。

<利用者1人1回当たりの公的負担額の分布（区域運行、79条登録）>



出典:2016年度 東北圏社会経済白書(公益財団法人東北活性化研究センター)

※ 国・県・市町村の年間負担額を、年間利用者数で除した数値。利用者1人が1回利用する度に必要となる公的負担額を示す。市町村単位で算出している。

※ 調査対象は、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県下の市町村。

Q5_車両を確保する方法には、何がありますか？



A5-1_住民が参加しやすいようにリース車両を
使用する

■ 地域包括ケア推進課と地域交通課が中心となった庁内研究会の立ち上げ

- 運転ボランティアが移動支援を行う取組は、他の自治体では事例がみられたものの、当時はまだ市内にはなく、地域包括ケア推進課として市内でもそのような取組を推進したいと考えたことから、公共交通政策室(現:地域交通課)と意見交換を行った。
- 当初は、公共交通・タクシーとの競合が懸念されることから実現は難しいという感触であったが、そのような条件の中で実現可能な手法を一緒に考えていくため、平成30年7月に高齢者のための「移動支援研究会(事務局:地域包括ケア推進課)」を立ち上げた(研究会の構成メンバーは、市関係部署6部局11課室に加え、地区社会福祉協議会(5地区)、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、シルバー人材センターなど)。

■ 「①公共交通とのすみ分け」と「②車両の保有」の2点の解決策について

- 住民ボランティアによる移動支援の実現に向けて課題であった「①公共交通とのすみ分け」と「②車両の保有」の2点の解決策について、「移動支援研究会」で丁寧な検討がなされている。
- ①については支援の対象者を「バス・タクシーの利用が困難な高齢者」などの条件を付し、②については市が市社協に車両リース等を行うための委託をし、市社協がリースした車両を地区社協に無償貸与するスキームとするなど、関係者間での議論を通じて合意を得ることに成功している。

「高齢者移動支援研究会」での検討（H30年度）



地域の足の課題を確認



先進事例実施団体の取組研究



市の支援制度案の説明



道路運送法の制度を勉強



実施手法のアイデア検討



各地区の取組検討

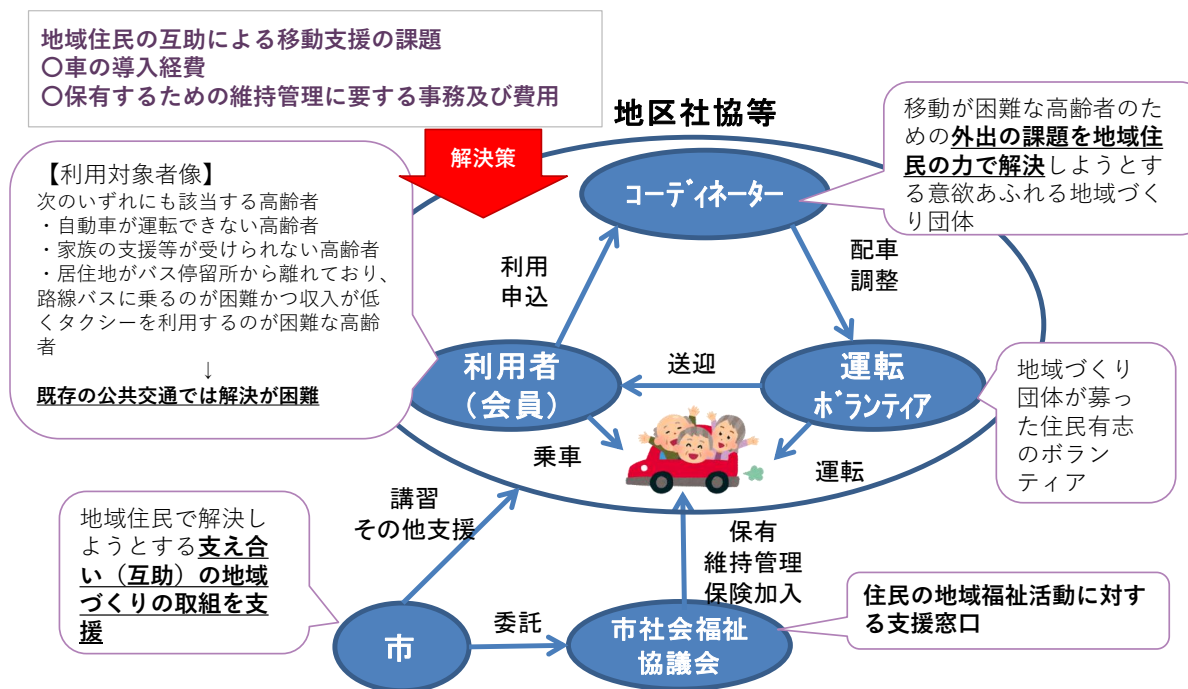
■ 持続可能な取組となるよう、 地区社協を核とした実施体制を

- 移動支援の取組に限られた人材の推進力のみに支えられるのではなく、活動の持続可能性を高めるため、**地区社協が主体となって地域全体で取り組む体制を構築することを条件**としている。

■ 事例報告会などを通じて、先行する 地区の取組を横展開することに成功

- 令和元年に先行して活動を開始した西益津地区と葉梨地区の取組の事例報告会を行うなど、**他地区への横展開を図るための工夫**がなされています。結果として、**令和5年には10地区中6地区で取組が実施される見込み**となっている。

<地域支え合い出かけっCARサービス支援事業>



(藤枝市資料)

■ 車両のリース代について、地方創生推進交付金を活用

Q6_スーパー等と連携した取組には、
何がありますか？



A6-1_店舗内で介護予防教室を実施し、
買い物もできるようにする

■ 介護予防(体操)と生活支援(食事・買い物)、社会参加(閉じこもり防止)の一体的な実施

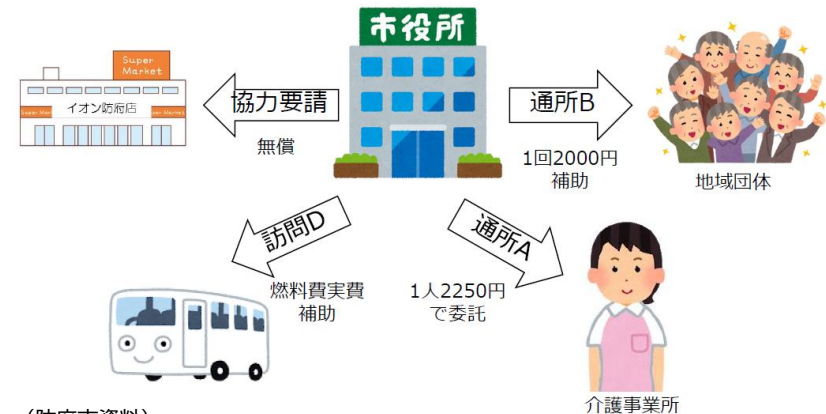
<幸せます健康くらぶ(向島地区)>

- 防府市の向島地区で行われている「幸せます健康くらぶ」の取組は、「イオン防府店」から無償提供を受けたスペースを活用し、介護予防教室を介護事業者(通所A)が、イオン防府店までの送迎を社会福祉法人(訪問D)が、会場準備やイオン内における見守りなどを地域団体が行う(通所B)など、多様な資源を組み合わせた取組が展開されている。

<幸せますデイステーション(西浦地区、他2地区)>

- 一般介護予防事業の「幸せますデイステーション」は、地域団体が企画運営をするとともに、介護事業者に送迎を含む介護予防教室(食事や買い物支援も合わせて実施)を依頼するという役割分担になっています(補助金は市から地域団体へ支払う)。
- 西浦地区では、介護予防教室と食事、買い物支援等を一体的に行う取組で、地域団体から「株式会社夢のみずうみ村」に依頼をして実施している。
- 介護予防教室は公民館か「夢のみずうみ村」の事業所で行い、介護予防教室が終わった後の買い物は行先を特定せず、スーパーや家電量販店など柔軟に決定している。

<幸せます健康くらぶの仕組み>



(防府市資料)

<幸せますデイステーション「西浦おでかけ会」の取組>



令和2年1月8日スタート
西浦地区の65歳以上
(移動に困る人)を対象。

利用料は500円。
(昼食代は別)

第2・第4水曜日
10時半から14時半ま
で開催。

特徴
場所を固定せず、毎週流動的に
コースを決定。(利用者が飽き
ないようにするため)

(防府市資料)

■ “住民だけに負わせない”、地域の多様な主体との協働による“地域主体”の取組の創出

- 「幸せます健康くらぶ」の取組の創出は、地域とは住民だけでなく、社会福祉法人や民間企業なども含めたものであるとの考えから、**住民にすべてを負わせる「住民主体」ではなく、地域の多様な主体との協働による「地域主体」の仕組みを構築する**という発想に端を発している。
- 地域ケア会議で話し合われた地域のニーズと多様な地域資源を結び付けたことが、「地域主体」の取組みの創出につながったといえる。

■ 多くの小さな通いの場でなく、まずは「送迎付きの通いの場」をつくるという発想

- 「**住民が主体となった小さな通いの場**」を多数つくるよりは、「**送迎付きの通いの場**」を少数つくる方が現実的との発想から、まずはモデルとなるような取組を地域につくることから始めている。
- さらに、(最初に取り組が始まった)向島地区の取組をみた他の地域から「自分の地域でもやりたい」と手が挙がったことによって、他の地域へも横展開が進んでいる。

■ インセンティブ交付金を活用した保健福祉事業「元気アップクラブ」を市内10地区に展開

- 「元気アップクラブ」(保健福祉事業)は、**市から介護事業者に補助をして、通いの場が身近にない人を対象に、送迎付きの通いの場を実施する**ものである(令和4年現在10地区で実施)。
- 現在は市内15地区に、近くに通いの場がない人であっても参加ができる「元気アップクラブ」を整備することを目指している(市が介護事業所に補助を出すことで実施)。
- 「元気アップクラブ」は保健福祉事業としており、必要な補助金は全額インセンティブ交付金が充てられている。

市町村保険者機能強化推進交付金等による財政支援

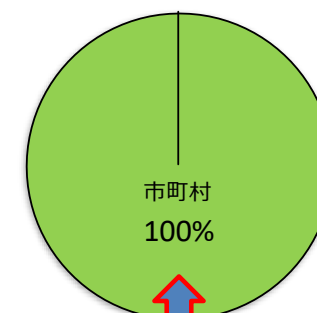
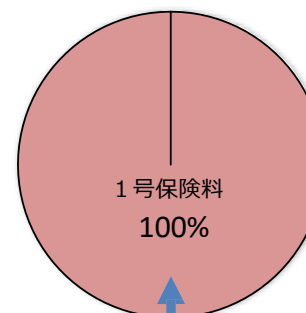
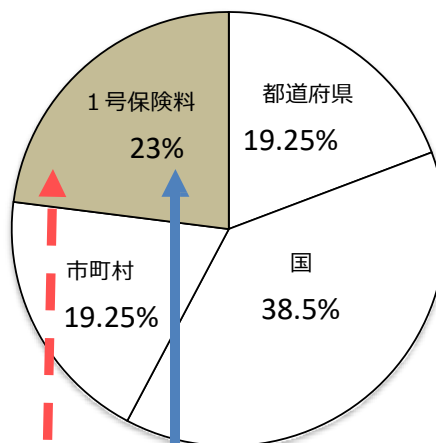
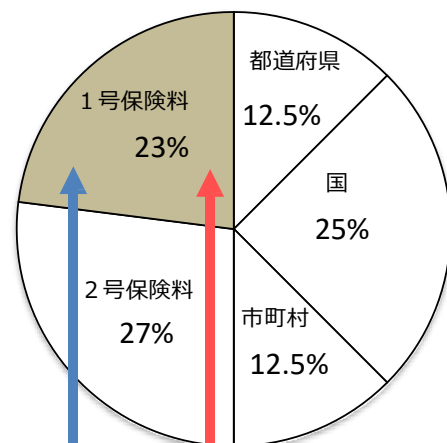
地域支援事業

保健福祉事業
市町村特別給付

一般会計事業
※1

介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業



介護保険保険者
努力支援交付金※2

新規・拡充部分

保険者機能強化推進交付金

(令和2年度より)

※1 保険者機能強化推進交付金について、一般会計事業に係る高齢者の予防・健康づくりに資する取組（新規・拡充部分）に充当可能。

※2 介護保険保険者努力支援交付金について、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的継続的ケアマネジメント支援、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業に限る。）に充当可能。